

(様式第6－8号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年11月30日

矢板市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			旧泉村	無	令和2年度 ～令和6年度	立足集落協定
	○			旧泉村	無	令和2年度 ～令和6年度	第二農場集落協定
	○			旧泉村	無	令和2年度 ～令和6年度	山田集落協定
	○			旧泉村	無	令和2年度 ～令和6年度	第一農場集落協定
	○			旧泉村	無	令和2年度 ～令和6年度	下伊佐野一本木 集落協定
	○			旧泉村	無	令和2年度 ～令和6年度	平野東集落協定
	○			旧泉村	無	令和2年度 ～令和6年度	相ノ沢・産背 集落協定
	○			旧泉村	無	令和2年度 ～令和6年度	八方牧場畜産組合 (個別協定)